明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○農林業センサス規則の一部を改正する省令（農林水産五三）　一
〔告　示〕
○農林業センサス規則第五条第一項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件を一部改正する件（農林水産一三六五）　三
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　二九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
国立大学法人広島大学参加者事前確認公募関係　六〇
会社その他
会社決算公告　六三

省令

○農林水産省令第五十三号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、農林業センサス規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十月十九日

農林水産大臣　宮下　一郎

農林業センサス規則の一部を改正する省令

農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農山村地域の認定及び地域調査区の設定） **第八条**　農林水産大臣は、農山村地域調査に係る調査年の前年の二月一日現在で、農林水産大臣が定める基準及び方法により、農山村地域を認定するとともに、農山村地域調査に係る調査区（以下「地域調査区」という。）を設定しなければならない。	（農山村地域の認定及び地域調査区の設定） **第八条**　地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。第十六条第六項及び第十七条第三項において同じ。）は、農山村地域調査に係る調査年の前年の二月一日現在で、農林水産大臣が定める基準及び方法により、農山村地域を認定するとともに、農山村地域調査に係る調査区（以下「地域調査区」という。）を設定しなければならない。
（調査方法） **第十一条**　（略） 2　農山村地域調査は、市区町村に対して第六条第三項の調査票を送付して行う自計報告調査の方法及び地域の実情に精通する者に対して同項の調査票を送付して行う自計報告調査の方法によつて行う。 3　（略） （統計調査員） **第十二条**　（略） 2～5　（略） （削る）	（調査方法） **第十一条**　（略） 2　農山村地域調査は、市区町村に対して第六条第三項の調査票を配布して行う自計報告調査の方法及び地域の実情に精通する者に対して同項の調査票を配布して行う自計報告調査又は次条第六項の統計調査員による面接調査の方法によつて行う。 3　（略） （統計調査員） **第十二条**　（略） 2～5　（略） 6　農山村地域調査に関する事務（以下「地域調査事務」という。）に従事させるため、地方農政局及び北海道農政事務所並びに沖縄総合事務局に、法第十四条に規定する統計調査員（以下「農林業センサス地域調査員」という。）を置くことができる。